## 松本看護大学·松本短期大学

### 公的研究費運営管理規程

(目的)

第1条 この規程は、松本看護大学・松本短期大学(以下「短大」という。)における研究費の運営・管理に関する体制を定めることにより、研究費の適法かつ適正な運営・管理を図り、もって 短大における学究活動の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)の別紙に掲げる競争的資金等をいう。

#### (責任体制)

- 第3条 学長は、最高管理責任者として大学または短期大学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- 2 法人事務局長は、統括管理責任者として、最高管理責任者たる学長を補佐し、研究費の運営・ 管理について大学または短期大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 3 各部局(学部、各学科、図書館及び大学、短期大学事務室をいう。以下同じ。)の長は、部局 責任者として各部局における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

#### (不正防止計画)

- 第4条 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に係る不正を発生させる要因を探り、これに対応 する具体的な計画(以下「不正防止計画」という。)を策定し、当該計画の進捗管理を行うもの とする。
- 2 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理を統括管理責任者に委任することができる。

### (公的研究費不正防止計画推進委員会)

- 第5条 大学または短期大学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署として公的研究 費不正防止計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置き、最高管理責任者の直属とする。
- 2 委員会は、統括管理責任者及び部局責任者を委員とし、統括管理責任者を委員長とする。
- 3 委員会は、最高管理責任者を助けて前条の不正防止計画の策定及び進捗管理に協力し、当該計 画推進のために次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1)研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール(以下「ルール」という。)の明確化・統一化(ルールと運用実態との乖離についての把握及び事務処理における研究者と事務職員との権限・責任の明確化を含む。)
- (2) 研究者及び事務職員へのルールの周知
- (3) 研究者及び事務職員の意識向上に向けた説明会、研修会等の開催
- (4) 不正発生要因の調査及び調査結果に基づく最高管理責任者への不正防止計画見直しの提言

- (5) 不正防止計画及びルールの短大ホームページ掲載による公開
- (6) 各部局におけるルール運用に関するモニタリング
- (7) その他必要な措置
- 4 委員会の事務は、報じ事務局総務部が所管する。

#### (相談窓口)

- 第6条 大学、短期大学内外からのルールに関する相談の窓口を、法人事務局総務部とする。
- 2 法人事務局総務部は、前項の相談に対して、委員会の指示を受けた上で回答することができる。
- 3 法人事務局総務部は、第1項の相談及び回答等を委員会に報告するものとする。

## (通報窓口)

- 第7条 大学、短期大学内外からの研究費に係る不正行為に関する通報の窓口を、法人事務局総務 部とする。この場合、通報の方法については、学校法人松本学園公益通報規程(以下「公益通報 規程」という。)第3条を準用する。
- 2 法人事務局総務部は、前項の通報を受けた場合、遅滞なく、その旨を最高管理責任者、統括管 理責任者及び関係部局の長に報告するものとする。

### (通報事実に関する調査)

- 第8条 最高管理責任者は、前条第2項の報告を受けた場合、統括管理責任者及び関係部局の長と協議し、必要と認めるときは、法人事務局総務部に対して通報事実に関する調査を依頼する。
- 2 法人事務局総務課は、前項の依頼を受けて通報事実に関する調査を実施する。この場合、当該 調査の実施に当たっては、公益通報規程第4条、第5条及び第6条を準用する。
- 3 法人事務局総務部は、通報に係る研究費を受領していた者(以下「調査対象者」という。)に対し、弁明及び資料提出の機会を与えなければならない。ただし、調査対象者の所在が不明である等、その機会を与えることが困難である場合は、その限りでない。
- 4 法人事務局総務部は、最高管理責任者に対し、適宜、調査の進捗状況を報告するとともに、調査終了後速やかに結果を報告する。

### (調査会)

- 第9条 最高管理責任者は、前条第1項により法人事務局総務部に対して通報事実に関する調査を 依頼した場合、その調査結果を検討するための機関として調査会を設置する。
- 2 調査会は、統括管理責任者以外に、委員会の委員及び関係部局の所属職員の中から統括管理責任者が指名した者とする。
- 3 調査会の会議は、統括管理責任者が招集し、統括管理責任者が議長となる。
- 4 調査会は、法人事務局総務部の調査結果に基づき、次に掲げる事項について検討し、その結果を最高管理責任者に報告する。
- (1) 不正行為の有無
- (2) 講じる必要のある措置
- (3) その他、最高管理責任者からの諮問事項
- 5 調査会の事務は、法人事務局総務部が所管する。

25042

# (不正行為に対する措置)

第10条 最高管理責任者は、前条第4項の報告に基づき、必要な措置を講ずる。

- 2 最高管理責任者は、通報者に対して前項の措置内容を通報する。ただし、通報者が通知を希望せず、又は連絡先を秘匿している場合は、この限りでない。
- 3 最高管理責任者は、研究費に係る不正行為があると確認した場合、その概要を大学、短期大学ホームページに掲載して公表する。

# (内部監査)

第11条 大学、短期大学における研究費の運営・管理に関する内部監査は、ガイドラインに基づき、 法人事務局総務部が行う。

### (規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

#### 附 則

- この規程は、平成28年 5月20日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から一部改正し施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から一部改正し施行する。